

青木村燃料等価格高騰対策支援補助金交付要綱

令和4年9月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰により影響を受ける村内事業者を支援することを目的とし、青木村燃料等価格高騰対策支援補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有し村内で事業を展開する個人または法人の商工業者とし、同一事業所・事業主の申請は重複できないこととする。

2 申請日時時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。

3 村税等の公共料金の滞納がないこと。

(補助対象事業費)

第3条 補助の対象となる燃料は、事業用に使用するガソリン、軽油、灯油、LPガス、電気とする。ただし、事業用として明確に区分できるものに限る。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は令和4年4月1日から同年9月30日までとする。

(補助金額)

第5条 補助対象期間中に3万円以上購入した燃料費（消費税込み）に対し、1事業者3万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は第2条に当該する個人事業者または法人の代表者が、青木村燃料等価格高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、令和4年10月3日から令和4年12月23日までに青木村商工会に提出しなければならない。

(交付の決定及び補助金の支払)

第7条 村長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認められた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

2 村長は、交付決定後、青木村燃料等価格高騰対策支援補助金請求書（様式第2号）により速やかに支給するものとする。

3 補助金の交付決定通知は、補助金の支払をもって代えるものとし、交付しないことを決定したときは青木村燃料等価格高騰対策支援補助金不交付決定書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者がいると認めるときは、その者から補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。